

平成30年

June

6月号



職場内でお知らせの回覧をお願いします

# 協会けんぽからの お知らせ 香川支部

今月号の内容

- ① 今年もお願いします!  
「被扶養者資格の再確認」
- ② 業務上・通勤途中の負傷は、  
健康保険を使用できません
- ③ 協会けんぽに届出が  
必要な治療について



## その1 今年もお願いします!「被扶養者資格の再確認」

健康保険の被扶養者(ご家族)となっている方が  
現在も加入要件を満たしているかのご確認をお願いいたします。

6月中旬から順次、「被扶養者状況リスト」を事業所様へお送りします。

提出  
期限

平成30年  
8月17日(金)

確認対象者

「被扶養者状況リスト」に載っている方のみ  
(すべての被扶養者を確認いただく必要はありません。)

確認方法

同封のリーフレットをご覧ください。

?

なぜ確認が必要なの?

二重加入していたり、  
加入要件を満たさないご家族を  
被扶養者から外す

保険給付(医療費等)  
および高齢者医療制度への  
納付金を適正化

皆様の保険料負担の  
軽減につながる

平成29年度の実績

◆ 削除人数：約7.6万人 ◆ 高齢者医療制度への負担軽減額※：約18.4億円

削除となった理由は「就職したが削除する届出を日本年金機構へ提出していなかった(二重加入していた)」がほとんどです。

※高齢者の医療費は、税金・本人負担・医療保険者から拠出しています。医療保険者とは、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等のことです。拠出する額は原則、各医療保険者の加入者の人数に応じて算出されています。

さらに

平成30年度はマイナンバーの確認も同時に  
お願いすることになりました。(被扶養者状況リストに同封しています)



?

なぜ確認が必要なの?

加入者のマイナンバーを  
収集する

国が導入を予定している  
様々な事務手続きに  
紐付けする

健康保険の事務手続きが  
効率化・簡素化される

ご注意  
ください!

大変お手数をおかけいたしますが、  
緑または黄色の返信用封筒が届いた事業所様におかれましては、  
最寄りの郵便局へ持ち込んで  
ご提出をお願いいたします。

(普通郵便ではなく、特定記録郵便を利用します。)



お忙しいところ誠に恐縮ですが、  
皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

被扶養者再確認・マイナンバー確認に  
ついてのお問い合わせ先

専用ダイヤル

TEL:0570-200-455

(月～金 8:30～17:15 ※祝日を除く)





7/1~7/7は  
「全国安全週間」です!

全国安全週間とは、厚生労働省が「労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着」を目的に実施するものです。

その2

業務上・通勤途中の負傷は、健康保険を使用できません。労災保険から給付を受けてください。(被保険者、被扶養者は問いません。)



重要  
ポイント

その1

労災保険に  
加入していない  
(加入できない)

≠

イコールでは  
ありません!

健康保険を  
使用してよい

※法人の代表者(役員)等は労働者災害補償保険法上、原則、労災保険に加入できません(注1)。  
※業務災害については健康保険を使用できません(注2)が、通勤災害については例外があります。

(注1) 特別加入制度があります。詳しくは、労働基準監督署にご相談ください。

(注2) 被保険者の数が5人未満の適用事業所に使用される法人の役員の場合は例外があります。

詳しくは、協会けんぽまでお問い合わせください(☎087-811-0573 レセプトグループ)

重要  
ポイント

その2

労災保険を  
請求しない

≠

イコールでは  
ありません!

健康保険を  
使用してよい

※従業員の過失は問いません。

※労災保険と健康保険のどちらを使用するかについて選択することはできません。

その3

交通事故、ケンカ、他人の飼い犬に噛まれた  
などでケガをし、健康保険を使用して治療  
する場合は、協会けんぽに届出が必要です。



治療費は、加害者が負担するのが原則です。健康保険を使用して治療するためには「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。

届は協会けんぽの  
ホームページから印刷できます

1 業務外・通勤途中以外の事故・負傷である

2 相手(第三者)のいる事故・負傷である

※運転手に限らず同乗しているの事故で負傷した場合も届出が必要です。

1 2 両方に該当し、  
健康保険を使用して  
治療する場合は、  
届出が必要です。

協会けんぽが  
加害者または  
損害保険会社に  
治療費を請求します。

 全国健康保険協会 香川支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagawa/>  
〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

メルマガ登録大募集中!



申請書等のお手続きは郵送でお願いします

保険証再交付、保険給付、任意継続保険

業務グループ TEL:087-811-0572

医療費のお知らせ、交通事故等

レセプトグループ TEL:087-811-0573

健診、保健指導等

保健グループ TEL:087-811-0574

ジェネリック医薬品、健康経営

企画総務グループ TEL:087-811-0570